

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月15日提出
【計算期間】	第23期(自 2025年1月17日至 2025年7月16日)
【ファンド名】	MAXIS JPX日経インデックス400上場投信
【発行者名】	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【電話番号】	03-4223-3037
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、対象指数に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式のみに対する投資として運用することを目的とし、信託財産の１口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させるよう運用を行います。

追加信託の限度額は、５兆円相当額です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型	内外	不動産投信	ETF	特殊型 ()
		その他資産 ()		
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリー	あり	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	日本	ファンド	()	TOPIX	条件付運用型
大型株	年４回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 (JPX日経 インデックス ４００)	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他 ()
中小型株	年６回	欧州				
債券	(隔月)	アジア				
一般	年１２回	オセアニア				
公債	(毎月)	中南米				
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他	中近東				
クレジット	()	(中東)				
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
()						
資産複合						
()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に規定するＭＭＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回	信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回	信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年１２回（毎月）	信託約款において、年１２回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）にのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対 象 イ ン デックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート 型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

〔ファンドの目的・特色〕

ファンドの目的

対象指数(JPX日経インデックス400)の値動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

投資方針

JPX日経インデックス400に連動する成果をめざして運用を行います。

JPX日経インデックス400に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます。)の株式のみに対する投資として運用することを目的とし、ファンドの1口当たりの純資産額の変動率をJPX日経インデックス400の変動率に一致させるよう運用を行います。

個別銘柄の株数の比率は、JPX日経インデックス400における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。

<JPX日経インデックス400について>

JPX日経インデックス400とは、東京証券取引所のプライム市場、スタンダード市場、グロース市場を主市場とする普通株式等のうち、時価総額、売買代金、ROE等を基に、株式会社JPX総研及び株式会社日本経済新聞社が選定した、原則400銘柄で構成される株価指数です。

JPX日経インデックス400は、2013年8月30日の時価総額を10,000ポイントとして、算出・公表されます。^(注1)

算出対象銘柄数の増減や増資など市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、その連続性を維持するため、基準時の時価総額(基準時価総額)を修正します。^(注2)

(注1) 算出方法: 算出時の時価総額 ÷ 基準時価総額 × 10,000

(注2) 基準時価総額の修正方法:

新・基準時価総額

= 旧・基準時価総額 × (修正日前営業日の時価総額 ± 修正額) ÷ 修正日前営業日の時価総額

<運用プロセスのイメージ>

ステップ1：投資対象ユニバースの作成

ベンチマーク採用銘柄を主要投資対象とします。

ステップ2：ポートフォリオ案の作成

モニタリング結果に加えて、ファンドの資金動向やベンチマーク構成の変動などを考慮してポートフォリオ案を作成します。

ステップ3：売買執行

売買執行の際には、売買コストの抑制に留意します。

ステップ4：モニタリング

一連の投資行動を分析し、その結果をポートフォリオに反映することで、運用の継続的な改善に努めます。

■ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

■上場投信の仕組み

ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品性を持っています。

受益権が上場されます。

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は1口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

＜金融商品取引所＞

・東京証券取引所(2014年2月6日に新規上場)

取得申込みは株式によって行われます。

金融商品取引所における買付けのほか、株式による取得申込み(追加設定)を行うことができます。

委託会社は、あらかじめ取得申込みに必要な株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。取得申込者はこれらの株式を提供することで、引換えに受益権を取得することができます。

なお、所定の条件に該当する場合を除き、金銭による取得申込みを行うことはできません。

受益権と引換えに株式を交付(交換)します。

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の株式と交換することができます。

委託会社は、あらかじめ交換できる株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。

なお、通常の投資信託における換金手続きの「解約請求」は、ファンドでは行うことができません。

換金は、原則として金融商品取引所を通じての売却となります。

■主な投資制限

- ・株式への投資割合に制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

年2回の決算時に分配を行います。

- ・年2回の決算時(1・7月の各16日)に分配を行います。
- ・分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●「MAXIS(マクシス)」の由来

「MAXIS(マクシス)」は三菱ＵＦＪアセットマネジメントが運用するETF(上場投資信託)シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱ＵＦＪアセットマネジメントの思いが込められています。

「JPX日経インデックス400」の著作権等について

「JPX日経インデックス400」は、株式会社JPX総研(以下「JPX総研」といいます。)及び株式会社日本経済新聞社(以下「日経」といいます。)によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、JPX総研及び日経は、「JPX日経インデックス400」自体及び「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「JPX日経インデックス400」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全てJPX総研、株式会社日本取引所グループ及び日経に帰属しています。

ファンドは、委託会社の責任のもとで運用されるものであり、JPX総研及び日経は、その運用及びファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

JPX総研及び日経は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。

JPX総研及び日経は、「JPX日経インデックス400」の構成銘柄、計算方法、その他「JPX日経インデックス400」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

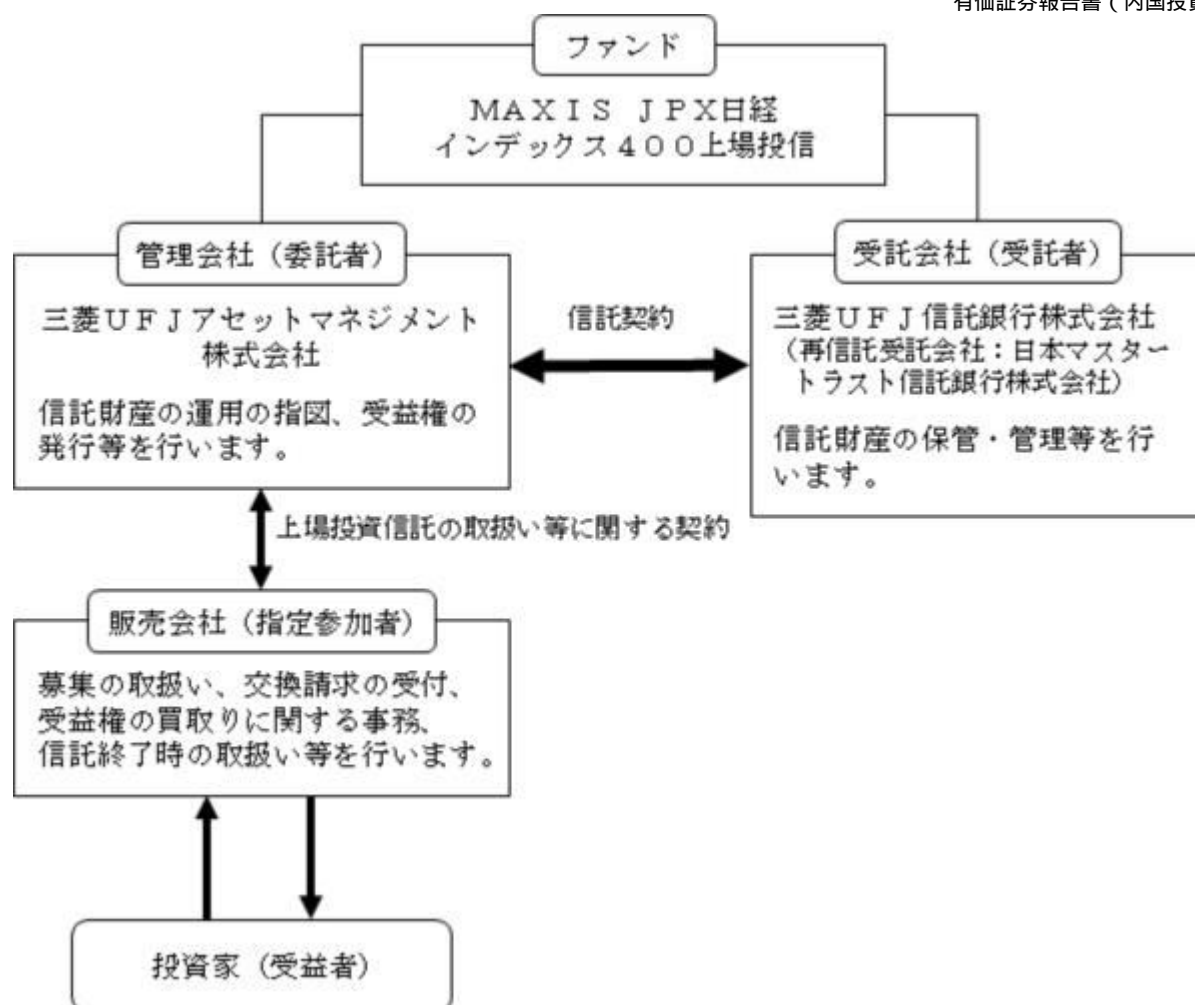
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2014年2月5日	設定日、信託契約締結、運用開始
2014年2月6日	ファンドの受益権を東京証券取引所に上場

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「上場投資信託の取扱い等に関する契約」	募集の取扱い、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、信託終了時の取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2025年7月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

2023年10月

エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投資株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

対象指数に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式のみに対する投資として運用することを目的とし、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させるよう運用を行います。

信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。

の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。

- 1．有価証券
- 2．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りま。）
 - a．有価証券先物取引等
- 3．金銭債権

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。

- 1．株式（外国または外国の者の発行する株式を含みます。）
- 2．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。）
- 3．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 4．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、1．から3．に該当するものを除きます。）

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

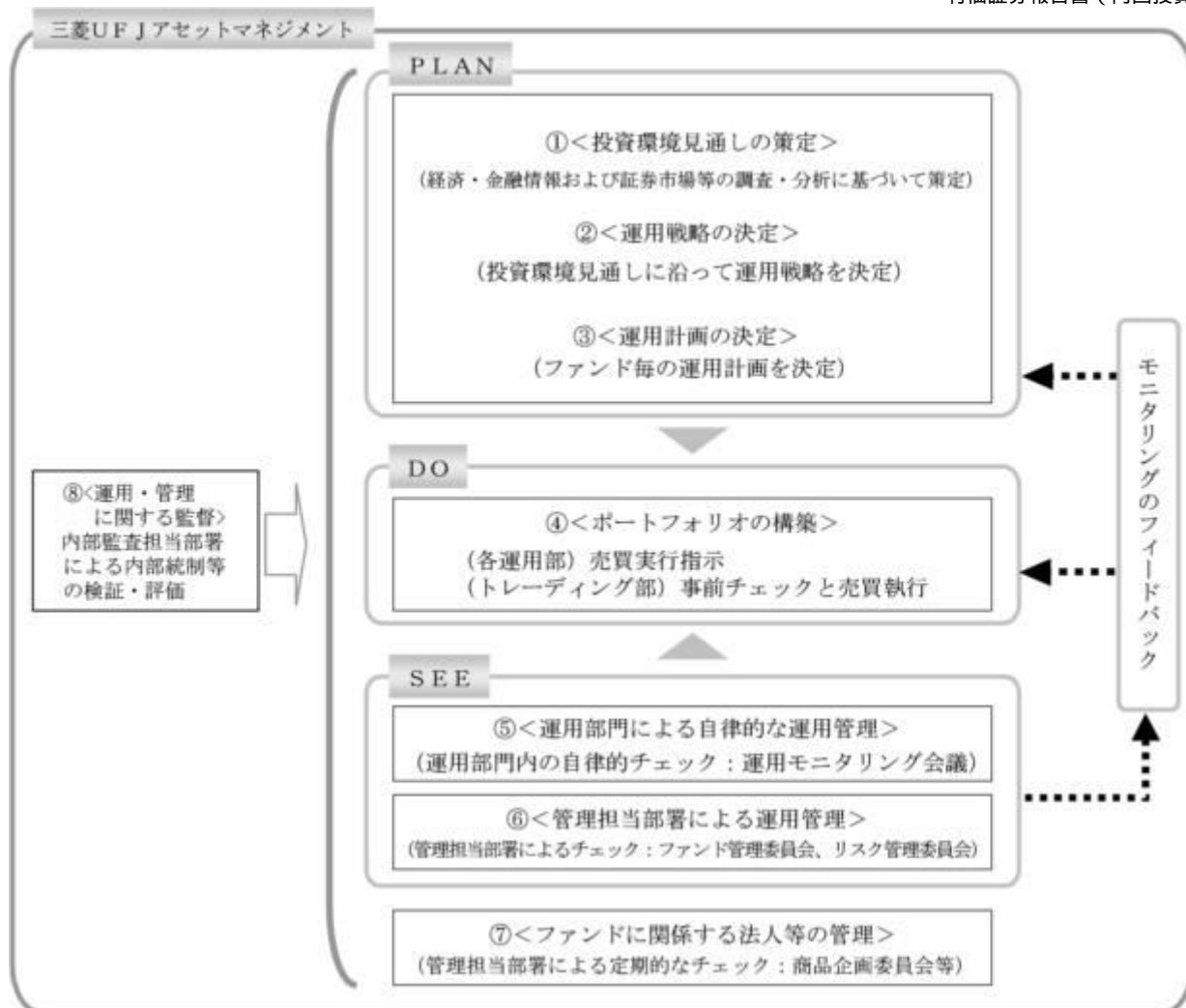
- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

(3)【運用体制】



投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufig.jp/investment_policy/fm.html

（４）【分配方針】

毎決算時に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。

売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の20を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

投資信託証券

投資信託証券への投資は行いません。

同一銘柄の株式

同一銘柄の株式への投資割合に制限を設けません。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

外国為替予約取引

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

資金の借入れを行いません。

投資する株式の範囲

- a．委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式についてはこの限りではありません。
- b．a．の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

有価証券の貸付

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
- b．a．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なりスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、当ファンドが

損失を被る可能性があります。

- ・当ファンドは、交換時期に制限がありますのでご注意ください。
- ・当ファンドは、ＪＰＸ日経インデックス４００の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数における各銘柄の構成比率と当ファンドにおける各銘柄の組入比率が完全に一致しないこと、当該指数を構成する銘柄が変更になること、取得申込みの一部が金銭にて行われた場合および組入銘柄の配当金や権利処理等によってファンド内に現金が発生すること等の要因によりカイ離を生じることがあります。
- ・当ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格は当ファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、当ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

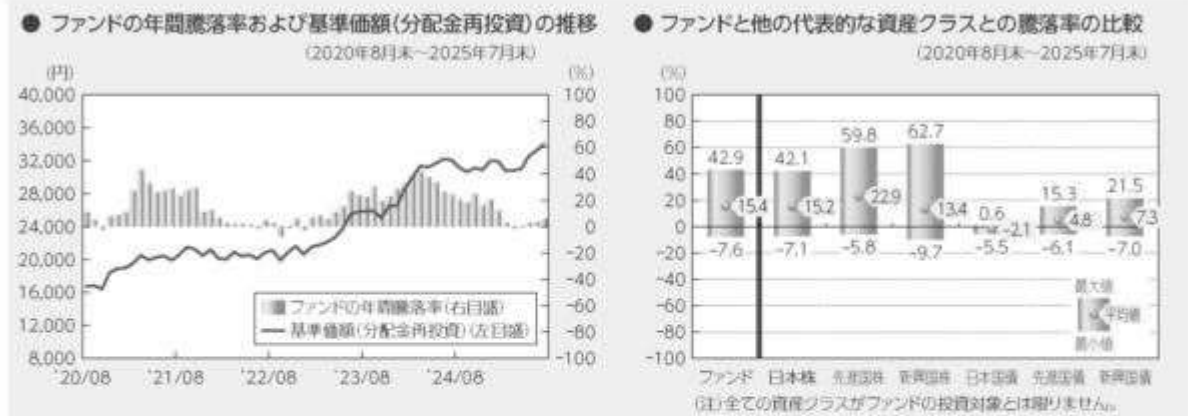
内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推薦、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、お客へのシナリによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関

する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者が交換を行うときおよび受益権の買取りを行うときは、当該受益者から、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金（交換）に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、以下の通りです。

- ・ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0858%（税抜 年0.078%）以内の率を乗じて得た額となります。

1口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	委託会社	受託会社
配分（税抜）	0.05%	0.028%

上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

（有価証券の貸付の指図を行った場合）

有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。

その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。

この場合、ファンドの品貸料の55%（税抜 50%）以内の額が上記の信託報酬に追加されます。

委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は1：1の割合となります。

- ・信託報酬は日々ファンドの基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

- ・受益権の上場に係る費用（追加上場料（追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して0.00825%（税抜0.0075%））、年間上場料（毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%（税抜0.0075%）））は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。
- ・対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（信託財産の純資産総額に年0.044%（税抜 年0.04%）（上限）を乗じて得た額）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、特定株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

１．受益権の売却時

売却価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得として課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

２．収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

３．受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記１．と同様の取扱いとなります。

売却時および交換時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限り、）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

特定株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドはNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

１．受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。

２．収益分配金の受取り時

15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。益金不算入の取扱いは、株式の配当金と同様となります。

３．受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記１．と同様の取扱いとなります。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2025年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【MAXIS J P X日経インデックス400上場投信】

(1)【投資状況】

2025年 7月31日現在
(単位：円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	日本	875,144,168,990	99.19
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	7,105,749,894	0.81
純資産総額		882,249,918,884	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2025年 7月31日現在
(単位：円)

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	7,104,818,000	0.81

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2025年 7月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	三菱重工業	機械	5,387,800	3,290.00	17,725,862,000	3,630.00	19,557,714,000	2.22
日本	株式	任天堂	その他製品	1,449,700	12,695.00	18,403,941,500	12,690.00	18,396,693,000	2.09
日本	株式	日立製作所	電気機器	3,646,400	4,203.00	15,325,819,200	4,697.00	17,127,140,800	1.94
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	4,479,600	3,540.00	15,857,784,000	3,682.00	16,493,887,200	1.87
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	3,656,800	4,064.00	14,861,235,200	4,482.00	16,389,777,600	1.86
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	7,556,900	1,970.00	14,887,093,000	2,110.50	15,948,837,450	1.81
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,480,000	7,944.00	11,757,120,000	9,052.00	13,396,960,000	1.52
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3,410,200	3,597.00	12,266,489,400	3,855.00	13,146,321,000	1.49
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,579,300	7,564.00	11,945,825,200	7,933.00	12,528,586,900	1.42
日本	株式	NTT	情報・通信業	81,712,700	150.20	12,273,247,540	152.70	12,477,529,290	1.41
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	2,019,700	5,841.00	11,797,067,700	6,124.00	12,368,642,800	1.40

日本	株式	武田薬品工業	医薬品	2,722,300	4,375.00	11,910,062,500	4,200.00	11,433,660,000	1.30
日本	株式	三菱商事	卸売業	3,792,600	2,860.00	10,846,836,000	2,988.00	11,332,288,800	1.28
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	7,211,600	1,502.50	10,835,429,000	1,569.00	11,315,000,400	1.28
日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	587,100	18,175.00	10,670,542,500	19,180.00	11,260,578,000	1.28
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	49,088,600	217.30	10,666,952,780	218.60	10,730,767,960	1.22
日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	4,299,500	2,426.00	10,430,587,000	2,485.50	10,686,407,250	1.21
日本	株式	三菱電機	電気機器	3,133,800	3,118.00	9,771,188,400	3,342.00	10,473,159,600	1.19
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3,770,400	2,509.50	9,461,818,800	2,696.50	10,166,883,600	1.15
日本	株式	三井物産	卸売業	3,260,500	2,985.00	9,732,592,500	3,100.00	10,107,550,000	1.15
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	217,800	44,510.00	9,694,278,000	46,380.00	10,101,564,000	1.14
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	961,400	11,795.00	11,339,713,000	10,350.00	9,950,490,000	1.13
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	355,400	27,890.00	9,912,106,000	27,330.00	9,713,082,000	1.10
日本	株式	キーエンス	電気機器	175,800	55,600.00	9,774,480,000	55,200.00	9,704,160,000	1.10
日本	株式	日本電気	電気機器	2,178,700	3,886.00	8,466,428,200	4,399.00	9,584,101,300	1.09
日本	株式	富士通	電気機器	2,835,100	3,205.00	9,086,495,500	3,305.00	9,370,005,500	1.06
日本	株式	第一三共	医薬品	2,366,800	3,474.00	8,222,263,200	3,720.00	8,804,496,000	1.00
日本	株式	信越化学工業	化学	1,971,900	4,614.00	9,098,346,600	4,395.00	8,666,500,500	0.98
日本	株式	丸紅	卸売業	2,652,300	2,926.50	7,761,955,950	3,113.00	8,256,609,900	0.94
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,825,200	4,287.00	7,824,632,400	4,318.00	7,881,213,600	0.89

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2025年 7月31日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	水産・農林業	0.04
	鉱業	0.38
	建設業	2.30
	食料品	3.38
	繊維製品	0.31
	パルプ・紙	0.10
	化学	4.97
	医薬品	4.99
	石油・石炭製品	0.64
	ゴム製品	0.84
	ガラス・土石製品	0.65
	鉄鋼	0.98
	非鉄金属	1.14
	金属製品	0.35
	機械	7.02
	電気機器	17.25
	輸送用機器	5.38
	精密機器	2.62
	その他製品	3.29
	電気・ガス業	1.29

陸運業	1.35
海運業	0.87
倉庫・運輸関連業	0.04
情報・通信業	8.02
卸売業	7.10
小売業	4.58
銀行業	6.83
証券、商品先物取引業	1.20
保険業	3.66
その他金融業	1.49
不動産業	2.30
サービス業	3.83
小計	99.19
合計	99.19

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

2025年 7月31日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	大阪取引所	J P X日経インデックス400先物 25年09月限	買建	2,674	円	6,807,565,080	7,104,818,000	0.81

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

		純資産総額		基準価額 （1口当たりの純資産価額）		東京証券取引所 取引価格
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第4計算期間末日	（2016年 1月16日）	86,968,570,089	87,698,633,764	12,746	12,853	12,730
第5計算期間末日	（2016年 7月16日）	133,389,780,825	134,391,648,765	11,983	12,073	11,970
第6計算期間末日	（2017年 1月16日）	166,294,205,939	167,584,492,739	13,919	14,027	13,910
第7計算期間末日	（2017年 7月16日）	200,955,223,995	202,895,951,485	14,704	14,846	14,710
第8計算期間末日	（2018年 1月16日）	266,319,138,687	268,409,139,635	17,075	17,209	17,070
第9計算期間末日	（2018年 7月16日）	275,246,983,563	278,066,388,203	15,620	15,780	15,610
第10計算期間末日	（2019年 1月16日）	300,386,970,163	303,544,634,511	13,889	14,035	13,870
第11計算期間末日	（2019年 7月16日）	364,163,686,198	368,391,121,498	14,214	14,379	14,230
第12計算期間末日	（2020年 1月16日）	436,299,050,145	440,637,409,322	15,789	15,946	15,770
第13計算期間末日	（2020年 7月16日）	423,270,838,852	428,247,625,075	14,543	14,714	14,520
第14計算期間末日	（2021年 1月16日）	538,323,659,595	542,663,202,204	17,243	17,382	17,210

第15計算期間末日	(2021年 7月16日)	577,825,642,287	583,745,716,083	17,764	17,946	17,800
第16計算期間末日	(2022年 1月16日)	602,169,514,929	608,119,524,549	18,217	18,397	18,330
第17計算期間末日	(2022年 7月16日)	568,976,069,834	576,719,738,156	17,414	17,651	17,395
第18計算期間末日	(2023年 1月16日)	571,211,687,993	578,556,917,689	17,420	17,644	17,435
第19計算期間末日	(2023年 7月16日)	676,472,697,159	684,501,672,490	20,811	21,058	20,810
第20計算期間末日	(2024年 1月16日)	760,143,601,741	767,764,600,458	23,240	23,473	23,250
第21計算期間末日	(2024年 7月16日)	880,977,462,360	890,094,924,583	27,345	27,628	27,460
第22計算期間末日	(2025年 1月16日)	814,321,611,528	823,486,910,129	24,966	25,247	25,220
第23計算期間末日	(2025年 7月16日)	848,500,450,677	859,167,032,057	26,171	26,500	26,170
	2024年 7月末日	846,543,254,244	—	26,276	—	26,355
	8月末日	827,472,037,083	—	25,526	—	25,555
	9月末日	812,801,363,917	—	25,073	—	25,070
	10月末日	825,988,851,238	—	25,480	—	25,570
	11月末日	821,606,747,191	—	25,267	—	25,340
	12月末日	850,129,693,364	—	26,144	—	26,300
	2025年 1月末日	841,661,076,177	—	25,883	—	25,900
	2月末日	809,968,943,566	—	24,908	—	25,000
	3月末日	808,667,197,502	—	24,943	—	25,015
	4月末日	812,854,437,209	—	25,072	—	25,030
	5月末日	854,585,953,386	—	26,359	—	26,350
	6月末日	872,581,295,434	—	26,914	—	26,895
	7月末日	882,249,918,884	—	27,212	—	27,200

【分配の推移】

	1口当たりの分配金
第4計算期間	107円00銭
第5計算期間	90円00銭
第6計算期間	108円00銭
第7計算期間	142円00銭
第8計算期間	134円00銭
第9計算期間	160円00銭
第10計算期間	146円00銭
第11計算期間	165円00銭
第12計算期間	157円00銭
第13計算期間	171円00銭
第14計算期間	139円00銭
第15計算期間	182円00銭
第16計算期間	180円00銭
第17計算期間	237円00銭
第18計算期間	224円00銭
第19計算期間	247円00銭
第20計算期間	233円00銭

第21計算期間	283円00銭
第22計算期間	281円00銭
第23計算期間	329円00銭

【収益率の推移】

	収益率（％）
第4計算期間	15.07
第5計算期間	5.28
第6計算期間	17.05
第7計算期間	6.65
第8計算期間	17.03
第9計算期間	7.58
第10計算期間	10.14
第11計算期間	3.52
第12計算期間	12.18
第13計算期間	6.80
第14計算期間	19.52
第15計算期間	4.07
第16計算期間	3.56
第17計算期間	3.10
第18計算期間	1.32
第19計算期間	20.88
第20計算期間	12.79
第21計算期間	18.88
第22計算期間	7.67
第23計算期間	6.14

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第4計算期間	1,397,855	295,242	6,823,025
第5計算期間	4,998,743	689,902	11,131,866
第6計算期間	2,696,997	1,881,763	11,947,100
第7計算期間	2,704,735	984,740	13,667,095
第8計算期間	2,903,220	973,293	15,597,022
第9計算期間	3,493,561	1,469,304	17,621,279
第10計算期間	4,296,545	289,986	21,627,838
第11計算期間	4,383,732	390,750	25,620,820
第12計算期間	2,699,045	687,004	27,632,861
第13計算期間	3,607,835	2,136,683	29,104,013
第14計算期間	2,605,968	490,250	31,219,731
第15計算期間	1,404,464	96,317	32,527,878

第16計算期間	1,398,857	871,126	33,055,609
第17計算期間	199,884	581,787	32,673,706
第18計算期間	599,294	481,796	32,791,204
第19計算期間	200,054	485,285	32,505,973
第20計算期間	399,360	197,184	32,708,149
第21計算期間	100,041	591,009	32,217,181
第22計算期間	399,540	—	32,616,721
第23計算期間	99,992	295,493	32,421,220

（注）解約口数は、交換口数を表示しております。

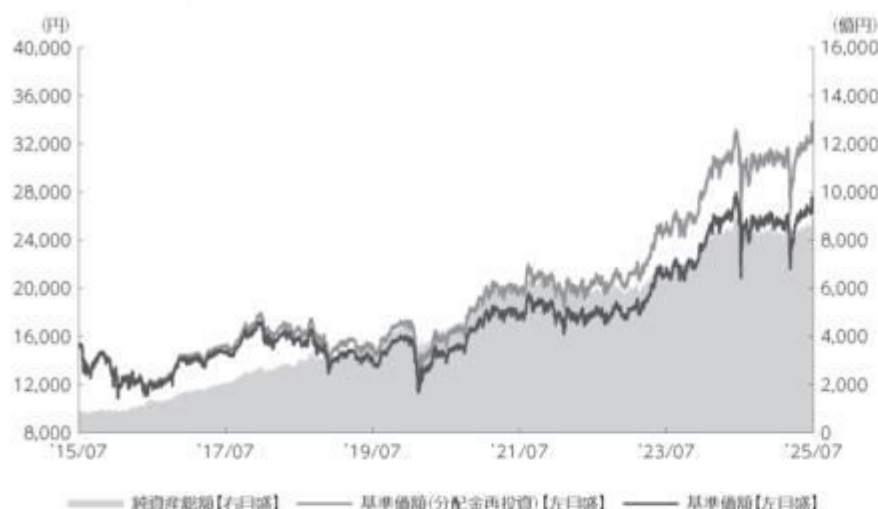
参考情報



運用実績

2025年7月31日現在

■基準価額・純資産の推移 2015年7月31日～2025年7月31日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	27,212円
純資産総額	8,822億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2025年 7月	329円
2025年 1月	281円
2024年 7月	283円
2024年 1月	233円
2023年 7月	247円
2023年 1月	224円
設定来累計	3,972円

•分配金は1口当たり、税引前

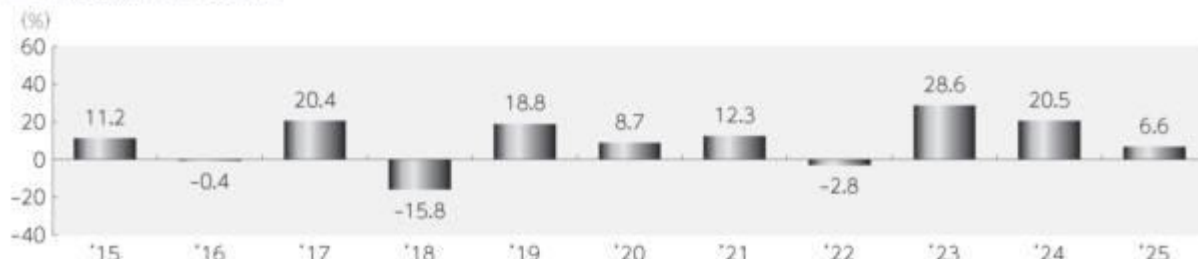
■主要な資産の状況

組入上位業種	比率	組入上位銘柄	業種	比率
1 電気機器	17.3%	1 三菱重工業	機械	2.2%
2 情報・通信業	8.0%	2 任天堂	その他製品	2.1%
3 卸売業	7.1%	3 日立製作所	電気機器	1.9%
4 機械	7.0%	4 ソニーグループ	電気機器	1.9%
5 銀行業	6.8%	5 みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.9%
6 輸送用機器	5.4%	6 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.8%
7 医薬品	5.0%	7 リクルートホールディングス	サービス業	1.5%
8 化学	5.0%	8 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.5%
9 小売業	4.6%	9 伊藤忠商事	卸売業	1.4%
10 サービス業	3.8%	10 NTT	情報・通信業	1.4%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引（買建）	0.8%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2025年は年初から7月31日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則、取得申込受付日の午後３時30分までに受け付けた取得申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該取得申込受付日の申込みとします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下の日を取得申込受付日とする申込みはできません。

- 1．対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して２営業日以内
- 2．対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して３営業日以内
- 3．対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日
- 4．計算期間終了日の３営業日前から起算して３営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の４営業日前から起算して４営業日以内）
- 5．ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前５営業日間
- 6．委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における申込みについては、申込みの受付を行うことができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

１ユニット以上１ユニット単位

委託会社は、取得申込受付日の２営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ（「ユニット」といいます。）の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。

受益権の取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。

取得に係る受益権の口数は、委託会社が定めるものとし、１口の整数倍とします。

申込価額

取得申込受付日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位（ユニット）および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

MAXIS専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

申込手数料

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込方法

取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものと

します。ただし、当該申込ユニットの評価額が、取得申込口数に受益権の価額を乗じて得た額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。

取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、取得申込みに係る有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うものとします。なお、この場合において、委託会社は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額を徴することができるものとします。また、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた販売会社は、取得申込みを取り次ぐ際に委託会社にその旨を書面をもって通知するものとします。この通知が取得申込みの取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込みを取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。

委託会社は、発行会社等による大口の取得申込みに対し、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。

当該申込ユニットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うことができます。この場合において、委託会社は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額を徴することができるものとします。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

解約の請求はできません。（受託会社が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。）

交換の受付

受益者は自己に帰属する受益権と信託財産に属する有価証券との交換（「交換」といいます。）を請求できます。原則、交換請求受付日の午後3時30分までに受け付けた交換請求（当該交換請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該交換請求受付日の請求とします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に交換請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下の日を交換請求受付日とする請求はできません。

- 1．対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
- 2．対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
- 3．対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日までの間
- 4．計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
- 5．ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- 6．委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、交換請求の受付を行

うことができます。

受益者の交換請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

交換の方法

受益者が交換の請求をするときは、販売会社に対し、販売会社所定の方法で行うものとします。

委託会社は、交換の請求を受け付けた場合には、受益者から提示された口数から受益者が取得できる個別銘柄の有価証券の数と、交換に要する受益権の口数（１口未満の端数があるときは、１口に切り上げます。）を計算します。

委託会社は、受託会社に対し、上記により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位（金融商品取引所が定める一売買単位をいいます。）の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。

交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託会社は、交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。なお、この場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた販売会社は、交換の請求を取り次ぐ際に委託会社はその旨を書面をもって通知するものとします。この通知が交換の請求の取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。

委託会社は、発行会社等による大口の交換請求に対し、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。

受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、委託会社は、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。

交換単位等

委託会社が定める一定口数（「交換請求口数」といいます。）

交換に係る受益権の評価額は交換請求受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の有価証券の数は、交換請求受付日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

交換手数料

販売会社が定める額

交換手数料は販売会社にご確認ください。

交付有価証券

原則として交換請求受付日から起算して３営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に交換請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については販売会社の営業所等において行われます。

交換請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、交換請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた交換請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとします。

買取り

販売会社は、次に該当する場合で受益者の請求があるときは、午後３時30分までに受け付けた請求については当日を受付日としてその受益権を買い取ります。ただし、２．の場合の請求

は、信託終了日の２営業日前までとします。

１．交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権

２．受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとします。

詳しくは販売会社にご確認ください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、当ファンドでは１口当たりの価額で表示されます。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

MAXIS専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限（2014年2月5日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年１月17日から７月16日および７月17日から翌年１月16日まで

ただし、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が10万口を下回ることとなったとき
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のとき、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたこの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合によりファンドを償還するときには、その廃止された日にファンドを償還するための手続きを開始するものとしします。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け

出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

金融商品取引所への上場

委託会社は、ファンドの受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとし、

委託会社は、ファンドの受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとし、

反対者の買取請求権

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「上場投資信託の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

投資信託及び投資法人に関する法律により、交付運用報告書および運用報告書（全体版）の作成・交付は行いません。運用内容については、販売会社または委託会社の照会先にてご確認いただけます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任するこ

とはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する請求権および名義登録

受益者（計算期間終了日において受益者名簿に名義登録^{（注）}されている受益者（「名義登録受益者」といいます。）とします。）は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ・収益分配金は、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式等により支払われます。
- ・受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（注）受託会社は、ファンドに係る受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託会社が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。また、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託会社の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

受益者は、ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。）を経由して受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託会社（受託会社が受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

名義登録は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、ファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前５営業日間に於いて名義登録を停止するものとします。

（２）信託終了時の交換請求権

受益者は、信託が終了するときは、持分に於いて交換を請求する権利を有します。

- ・委託会社が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託財産に属する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。
- ・交換は、販売会社の営業所において行うものとします。
- ・交換に係る受益権の評価額は信託終了日の５営業日前の基準価額とします。この場合において、受益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の５営業日前の日に

おける当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

- ・ 信託終了時の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託会社が確認した日の翌営業日から起算して３営業日目から行います。
- ・ 次の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに販売会社が買取りを行うことを原則とします。

１．受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権

２．一定口数に満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）

- ・ 販売会社は、信託終了時の交換および買取りを行うときは、当該受益者から販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ・ 受益者が、信託終了時における交換による有価証券、信託終了に係る金銭および買取りに係る金銭について信託終了日から１０年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失います。

対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、交換する場合には、委託会社は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買い取ることを受託会社に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の４営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。信託財産が買い取った受益権については、個別時価総額が確定した日から４営業日目に金銭の交付を行います。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2025年1月17日から2025年7月16日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【MAXIS J P X日経インデックス４００上場投信】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第22期 [2025年 1月16日現在]	第23期 [2025年 7月16日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	102,097,618,474	121,572,544,195
株式	808,287,626,030	841,730,195,240
派生商品評価勘定	-	13,070,425
未収入金	-	46,725,852
未収配当金	1,223,442,850	1,290,662,464
未収利息	595,075	1,551,498
前払金	321,711,685	-
その他未収収益	82,684,264	292,154,406
差入委託証拠金	806,953,855	842,970,889
流動資産合計	912,820,632,233	965,789,874,969
資産合計		
912,820,632,233		965,789,874,969
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	117,161,985	1,078,130
前受金	-	101,344,675
未払金	193,582,220	-
未払収益分配金	9,165,298,601	10,666,581,380
未払受託者報酬	143,248,114	141,206,541
未払委託者報酬	243,427,943	240,363,741
未払利息	9,830,802	17,756,687
受入担保金	88,414,407,039	105,905,052,214
その他未払費用	212,064,001	216,040,924
流動負債合計	98,499,020,705	117,289,424,292
負債合計		
98,499,020,705		117,289,424,292
純資産の部		
元本等		
元本	336,963,344,651	334,943,623,820
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	477,358,266,877	513,556,826,857
（分配準備積立金）	26,241,016	26,206,108
元本等合計	814,321,611,528	848,500,450,677
純資産合計		
814,321,611,528		848,500,450,677
負債純資産合計		
912,820,632,233		965,789,874,969

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第22期 自 2024年 7月17日 至 2025年 1月16日	第23期 自 2025年 1月17日 至 2025年 7月16日
営業収益		
受取配当金	8,973,608,469	10,465,345,992
受取利息	149,845,862	277,221,271
有価証券売買等損益	75,539,121,641	38,714,003,669
派生商品取引等損益	703,589,663	447,564,342
その他収益	805,178,471	786,705,092
営業収益合計	66,314,078,502	50,690,840,366
営業費用		
支払利息	147,200,997	264,867,664
受託者報酬	143,248,114	141,206,541
委託者報酬	243,427,943	240,363,741
その他費用	212,257,681	216,287,937
営業費用合計	746,134,735	862,725,883
営業利益又は営業損失（ ）	67,060,213,237	49,828,114,483
経常利益又は経常損失（ ）	67,060,213,237	49,828,114,483
当期純利益又は当期純損失（ ）	67,060,213,237	49,828,114,483
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	548,141,765,449	477,358,266,877
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,442,013,266	1,504,579,624
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,442,013,266	1,504,579,624
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	4,467,552,747
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	4,467,552,747
分配金	9,165,298,601	10,666,581,380
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	477,358,266,877	513,556,826,857

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第22期 [2025年 1月16日現在]	第23期 [2025年 7月16日現在]
1. 期首元本額	332,835,696,911円	336,963,344,651円
期中追加設定元本額	4,127,647,740円	1,033,017,352円
期中一部交換元本額	—円	3,052,738,183円
2. 貸付有価証券 貸借取引契約により以下の通り有価証券の貸付を行っております。 株式	84,099,067,660円	100,876,602,140円
3. 受益権の総数	32,616,721口	32,421,220口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第22期
自 2024年 7月17日
至 2025年 1月16日

1. その他費用
上場費用および商標使用料等を含んでおります。

2. 分配金の計算過程

項目		
当期配当等収益額	A	9,781,431,805円
分配準備積立金額	B	9,041,550円
配当等収益合計額	C=A+B	9,790,473,355円
経費	D	598,933,738円
当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	9,191,539,617円
収益分配金金額	F	9,165,298,601円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	26,241,016円
当ファンドの期末残存口数	H	32,616,721口
1口当たり分配金額	I=F/H	281円

第23期
自 2025年 1月17日
至 2025年 7月16日

1. その他費用
上場費用および商標使用料等を含んでおります。

2. 分配金の計算過程

項目		
当期配当等収益額	A	11,264,404,691円
分配準備積立金額	B	26,241,016円
配当等収益合計額	C=A+B	11,290,645,707円
経費	D	597,858,219円
当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	10,692,787,488円
収益分配金金額	F	10,666,581,380円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	26,206,108円
当ファンドの期末残存口数	H	32,421,220口
1口当たり分配金額	I=F/H	329円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第22期 自 2024年 7月17日 至 2025年 1月16日	第23期 自 2025年 1月17日 至 2025年 7月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左
------------------	---	----

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第22期 [2025年 1月16日現在]	第23期 [2025年 7月16日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第22期 [2025年 1月16日現在]	第23期 [2025年 7月16日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
株式	62,432,228,968	38,818,376,313
合計	62,432,228,968	38,818,376,313

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

第22期 [2025年 1月16日現在]

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引 買建	6,152,493,335	—	6,035,388,000	117,105,335
合計		6,152,493,335	—	6,035,388,000	117,105,335

第23期 [2025年 7月16日現在]

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引 買建	6,755,101,325	—	6,767,155,000	12,053,675
合計		6,755,101,325	—	6,767,155,000	12,053,675

（注）時価の算定方法

1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- ２ 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- ３ 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

	第22期 自 2024年 7月17日 至 2025年 1月16日	第23期 自 2025年 1月17日 至 2025年 7月16日
関連当事者の名称	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	同左
関係内容	当該投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等	同左
取引の内容	有価証券の貸付 品貸料の受取 利息の支払	同左
取引の種類別取引金額	有価証券の貸付 ー円 品貸料の受取 10,183,046円 利息の支払 29,233,578円	有価証券の貸付 ー円 品貸料の受取 13,203,104円 利息の支払 77,019,254円
取引条件及び取引条件の決定方針	社内規定に基づき、有価証券貸借取引契約を締結し、有価証券の貸付を行い、担保金を受入れております。取引条件は市場実勢を勘案して、合理的に決定しております。	同左
取引により発生した債権または債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高	受入担保金 15,345,614,494円 その他未収収益 591,125円 未払利息 1,772,662円	受入担保金 36,709,540,410円 その他未収収益 1,170,809円 未払利息 6,930,903円

	第22期 自 2024年 7月17日 至 2025年 1月16日	第23期 自 2025年 1月17日 至 2025年 7月16日
関連当事者の名称	モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	同左
関係内容	当該投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等	同左
取引の内容	有価証券の貸付 品貸料の受取 利息の支払	同左
取引の種類別取引金額	有価証券の貸付 ー円 品貸料の受取 504,934円 利息の支払 968,526円	有価証券の貸付 ー円 品貸料の受取 1,095,884円 利息の支払 4,871,792円
取引条件及び取引条件の決定方針	社内規定に基づき、有価証券貸借取引契約を締結し、有価証券の貸付を行い、担保金を受入れております。取引条件は市場実勢を勘案して、合理的に決定しております。	同左
取引により発生した債権または債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高	受入担保金 60,016,110円 その他未収収益 2,261円 未払利息 3,626円	受入担保金 1,798,174,717円 その他未収収益 74,680円 未払利息 370,434円

(注)有価証券の貸付の取引金額については、取引に伴う洗替を日々行っているものであり、かつ金額が多額であるため記載しておりません。

（１口当たり情報）

	第22期 [2025年 1月16日現在]	第23期 [2025年 7月16日現在]
1口当たり純資産額	24,966円	26,171円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
(1) 株式

（単位：円）

	銘 柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1332	ニッセイ	428,800	874.50	374,985,600	貸付有価証券 16,400株

1605	I N P E X	1,295,900	2,070.00	2,682,513,000	貸付有価証券 14,600株
1662	石油資源開発	235,100	1,044.00	245,444,400	貸付有価証券 172,400株（172,400株）
1414	ショーボンドホールディングス	56,300	4,675.00	263,202,500	貸付有価証券 200株
1419	タマホーム	26,900	3,440.00	92,536,000	貸付有価証券 20,400株
1719	安藤・間	248,400	1,544.00	383,529,600	貸付有価証券 15,300株
1721	コムシスホールディングス	152,100	3,444.00	523,832,400	貸付有価証券 43,800株
1801	大成建設	272,300	8,531.00	2,322,991,300	貸付有価証券 15,000株
1802	大林組	990,100	2,166.00	2,144,556,600	貸付有価証券 3,100株
1808	長谷工コーポレーション	275,200	2,197.50	604,752,000	貸付有価証券 17,300株
1812	鹿島建設	665,000	3,673.00	2,442,545,000	貸付有価証券 11,300株
1911	住友林業	776,400	1,418.50	1,101,323,400	貸付有価証券 578,200株
1925	大和ハウス工業	905,000	4,874.00	4,410,970,000	貸付有価証券 34,600株
1928	積水ハウス	909,900	3,120.00	2,838,888,000	貸付有価証券 681,800株
1942	関電工	164,300	3,404.00	559,277,200	貸付有価証券 1,100株
1951	エクシオグループ	310,200	1,920.00	595,584,000	貸付有価証券 10,600株
1959	九電工	64,800	6,234.00	403,963,200	貸付有価証券 200株
1969	高砂熱学工業	72,300	7,315.00	528,874,500	貸付有価証券 900株
5076	インフロニア・ホールディングス	314,300	1,222.50	384,231,750	貸付有価証券 74,400株
2201	森永製菓	120,800	2,378.50	287,322,800	貸付有価証券 500株
2222	寿スピリッツ	178,000	2,085.50	371,219,000	貸付有価証券 133,300株（133,000株）
2229	カルビー	137,800	2,643.00	364,205,400	貸付有価証券 61,900株（61,300株）
2264	森永乳業	112,000	3,340.00	374,080,000	貸付有価証券 12,100株
2267	ヤクルト本社	430,300	2,616.00	1,125,664,800	貸付有価証券 313,700株（312,300株）
2269	明治ホールディングス	387,300	3,092.00	1,197,531,600	貸付有価証券 200株
2282	日本ハム	124,700	4,885.00	609,159,500	貸付有価証券 3,800株

2502	アサヒグループホールディングス	2,261,200	1,893.50	4,281,582,200	貸付有価証券 3,400株
2503	麒麟ホールディングス	1,254,300	1,983.00	2,487,276,900	貸付有価証券 939,100株
2531	宝ホールディングス	203,000	1,210.50	245,731,500	貸付有価証券 7,200株
2587	サントリー食品インターナショナル	212,000	4,486.00	951,032,000	貸付有価証券 159,000株
2801	キッコーマン	997,800	1,295.00	1,292,151,000	貸付有価証券 233,600株
2802	味の素	1,380,000	3,912.00	5,398,560,000	
2871	ニチレイ	235,100	1,808.00	425,060,800	貸付有価証券 27,400株
2875	東洋水産	139,500	9,578.00	1,336,131,000	貸付有価証券 7,500株
2897	日清食品ホールディングス	374,300	2,909.50	1,089,025,850	貸付有価証券 277,000株（272,000株）
2914	日本たばこ産業	1,829,700	4,287.00	7,843,923,900	貸付有価証券 3,700株
3402	東レ	2,238,900	997.60	2,233,526,640	貸付有価証券 4,200株
8111	ゴールドウイン	54,300	7,810.00	424,083,000	貸付有価証券 40,500株
3861	王子ホールディングス	1,160,000	741.60	860,256,000	貸付有価証券 300株
3405	クラレ	408,700	1,835.00	749,964,500	貸付有価証券 306,500株（306,500株）
4021	日産化学	156,400	4,528.00	708,179,200	貸付有価証券 43,800株
4042	東ソー	408,900	2,194.50	897,331,050	貸付有価証券 7,900株
4063	信越化学工業	1,976,800	4,614.00	9,120,955,200	貸付有価証券 7,000株
4088	エア・ウォーター	289,000	2,154.50	622,650,500	
4091	日本酸素ホールディングス	297,200	5,435.00	1,615,282,000	貸付有価証券 221,400株（219,900株）
4182	三菱瓦斯化学	242,100	2,525.50	611,423,550	貸付有価証券 11,100株
4183	三井化学	275,600	3,384.00	932,630,400	貸付有価証券 100株
4186	東京応化工業	146,200	3,988.00	583,045,600	貸付有価証券 4,300株
4188	三菱ケミカルグループ	2,239,400	772.70	1,730,384,380	貸付有価証券 7,800株
4189	KHネオケム	55,200	2,687.00	148,322,400	貸付有価証券 200株
4202	ダイセル	335,800	1,249.50	419,582,100	貸付有価証券 3,200株

4203	住友ベークライト	96,500	4,141.00	399,606,500	貸付有価証券 5,000株
4204	積水化学工業	604,500	2,541.00	1,536,034,500	貸付有価証券 172,400株（168,200 株）
4368	扶桑化学工業	28,400	4,000.00	113,600,000	貸付有価証券 15,000株
4401	A D E K A	106,800	2,893.00	308,972,400	
4403	日油	351,600	2,969.00	1,043,900,400	貸付有価証券 1,000株
4452	花王	745,900	6,666.00	4,972,169,400	貸付有価証券 552,200株（550,000 株）
4612	日本ペイントホールディングス	1,355,400	1,214.50	1,646,133,300	貸付有価証券 3,100株
4613	関西ペイント	244,200	2,049.00	500,365,800	貸付有価証券 183,100株
4626	太陽ホールディングス	53,400	6,470.00	345,498,000	貸付有価証券 500株
4901	富士フイルムホールディングス	1,849,200	2,997.00	5,542,052,400	貸付有価証券 3,500株
4911	資生堂	640,400	2,400.00	1,536,960,000	貸付有価証券 200株
4912	ライオン	383,900	1,459.50	560,302,050	貸付有価証券 241,200株
4967	小林製薬	80,300	5,181.00	416,034,300	貸付有価証券 500株
4974	タカラバイオ	96,400	818.00	78,855,200	貸付有価証券 57,800株（44,800株）
4980	デクセリアルズ	262,300	2,088.00	547,682,400	貸付有価証券 9,500株
6988	日東電工	969,900	2,830.00	2,744,817,000	貸付有価証券 212,600株
7988	ニフコ	114,700	3,560.00	408,332,000	貸付有価証券 500株
8113	ユニ・チャーム	1,916,900	1,004.50	1,925,526,050	貸付有価証券 4,700株
4151	協和キリン	360,700	2,494.50	899,766,150	貸付有価証券 270,500株（262,200 株）
4502	武田薬品工業	2,729,100	4,375.00	11,939,812,500	貸付有価証券 700株
4503	アステラス製薬	2,690,400	1,438.50	3,870,140,400	貸付有価証券 5,100株
4507	塩野義製薬	1,017,400	2,484.50	2,527,730,300	
4516	日本新薬	80,300	3,047.00	244,674,100	貸付有価証券 600株
4519	中外製薬	960,100	6,800.00	6,528,680,000	貸付有価証券 2,900株
4523	エーザイ	400,200	3,923.00	1,569,984,600	貸付有価証券 14,300株

4527	ロート製薬	324,100	2,051.00	664,729,100	貸付有価証券 69,900株
4528	小野薬品工業	627,300	1,660.00	1,041,318,000	貸付有価証券 467,800株（464,300株）
4568	第一三共	2,372,700	3,474.00	8,242,759,800	貸付有価証券 5,800株
4578	大塚ホールディングス	745,100	6,587.00	4,907,973,700	貸付有価証券 1,300株
4587	ペプチドリーム	148,700	1,626.50	241,860,550	貸付有価証券 1,000株（500株）
5019	出光興産	1,326,400	919.90	1,220,155,360	貸付有価証券 1,000,000株
5020	E N E O Sホールディングス	4,643,200	742.50	3,447,576,000	貸付有価証券 144,000株
5021	コスモエネルギーホールディングス	101,000	6,356.00	641,956,000	貸付有価証券 15,100株
5101	横浜ゴム	152,200	4,142.00	630,412,400	貸付有価証券 600株
5105	TOYO TIRE	176,200	3,083.00	543,224,600	貸付有価証券 11,500株
5108	ブリヂストン	897,800	6,005.00	5,391,289,000	貸付有価証券 673,300株
5110	住友ゴム工業	300,800	1,668.50	501,884,800	貸付有価証券 11,800株
5201	A G C	298,400	4,266.00	1,272,974,400	貸付有価証券 100,000株（100,000株）
5301	東海カーボン	283,000	999.70	282,915,100	貸付有価証券 5,700株
5332	T O T O	222,600	3,680.00	819,168,000	貸付有価証券 136,300株
5333	日本碍子	340,700	1,841.50	627,399,050	貸付有価証券 13,400株
5334	日本特殊陶業	250,600	5,014.00	1,256,508,400	貸付有価証券 1,600株
5344	M A R U W A	12,700	45,140.00	573,278,000	
5384	フジミインコーポレーテッド	82,400	2,082.00	171,556,800	貸付有価証券 3,000株
5393	ニチアス	77,500	5,516.00	427,490,000	
5401	日本製鉄	1,597,800	2,822.50	4,509,790,500	貸付有価証券 1,194,700株 （1,064,200株）
5406	神戸製鋼所	634,600	1,618.00	1,026,782,800	貸付有価証券 21,200株
5411	J F Eホールディングス	950,600	1,767.50	1,680,185,500	貸付有価証券 703,800株（691,000株）
5423	東京製鐵	88,100	1,662.00	146,422,200	貸付有価証券 11,700株（3,300株）
5444	大和工業	59,500	9,103.00	541,628,500	貸付有価証券 1,100株

5463	丸一鋼管	96,100	3,589.00	344,902,900	貸付有価証券 3,100株
5471	大同特殊鋼	198,800	1,011.00	200,986,800	
5480	日本冶金工業	21,300	4,075.00	86,797,500	
5706	三井金属鉱業	78,700	5,208.00	409,869,600	貸付有価証券 500株
5713	住友金属鉱山	399,100	3,436.00	1,371,307,600	貸付有価証券 100株
5714	D O W Aホールディングス	85,100	4,811.00	409,416,100	貸付有価証券 2,600株
5802	住友電気工業	1,089,500	3,263.00	3,555,038,500	貸付有価証券 2,100株
5803	フジクラ	338,300	7,955.00	2,691,176,500	貸付有価証券 5,500株
5857	A R Eホールディングス	127,600	1,977.00	252,265,200	貸付有価証券 1,600株
3436	S U M C O	600,700	1,158.50	695,910,950	貸付有価証券 1,400株
5929	三和ホールディングス	311,500	4,620.00	1,439,130,000	貸付有価証券 204,700株（203,600株）
5947	リンナイ	164,500	3,682.00	605,689,000	貸付有価証券 1,200株
5991	日本発條	264,200	1,640.00	433,288,000	貸付有価証券 9,800株
6005	三浦工業	143,300	2,890.00	414,137,000	貸付有価証券 600株
6101	ツガミ	65,900	1,837.00	121,058,300	貸付有価証券 200株
6113	アマダ	412,800	1,605.00	662,544,000	
6141	D M G森精機	194,800	3,316.00	645,956,800	貸付有価証券 146,100株（145,600株）
6146	ディスコ	148,800	46,080.00	6,856,704,000	貸付有価証券 1,100株
6254	野村マイクロ・サイエンス	51,100	2,372.00	121,209,200	貸付有価証券 38,300株（31,600株）
6268	ナブテスコ	193,800	2,626.50	509,015,700	貸付有価証券 400株
6273	S M C	87,600	49,890.00	4,370,364,000	
6301	小松製作所	1,522,500	4,800.00	7,308,000,000	貸付有価証券 4,000株
6302	住友重機械工業	182,700	3,050.00	557,235,000	貸付有価証券 3,300株
6305	日立建機	123,000	4,321.00	531,483,000	貸付有価証券 44,500株
6315	T O W A	94,500	1,951.00	184,369,500	貸付有価証券 59,700株
6323	ローツェ	161,400	1,882.00	303,754,800	
6326	クボタ	1,579,400	1,594.00	2,517,563,600	貸付有価証券 1,184,500株 (1,173,800株)

6361	荏原製作所	634,100	2,810.00	1,781,821,000	貸付有価証券 1,000株
6367	ダイキン工業	402,200	18,210.00	7,324,062,000	貸付有価証券 6,500株
6368	オルガノ	47,700	9,460.00	451,242,000	貸付有価証券 14,000株
6383	ダイフク	521,200	3,678.00	1,916,973,600	貸付有価証券 101,000株
6417	SANKYO	356,800	2,737.50	976,740,000	貸付有価証券 1,500株
6432	竹内製作所	56,000	4,775.00	267,400,000	貸付有価証券 31,100株（3,000株）
6460	セガサミーホールディングス	253,000	3,069.00	776,457,000	
6465	ホシザキ	198,800	5,228.00	1,039,326,400	貸付有価証券 400株
6586	マキタ	384,300	4,506.00	1,731,655,800	貸付有価証券 1,100株
7011	三菱重工業	5,401,300	3,290.00	17,770,277,000	貸付有価証券 227,200株
4062	イビデン	177,200	6,369.00	1,128,586,800	貸付有価証券 37,800株
6448	ブラザー工業	412,700	2,510.00	1,035,877,000	貸付有価証券 30,900株
6479	ミネベアミツミ	537,200	2,230.00	1,197,956,000	貸付有価証券 7,700株
6501	日立製作所	3,655,600	4,203.00	15,364,486,800	貸付有価証券 19,100株
6503	三菱電機	3,141,600	3,118.00	9,795,508,800	
6504	富士電機	187,800	6,588.00	1,237,226,400	貸付有価証券 200株
6506	安川電機	335,500	2,870.00	962,885,000	貸付有価証券 23,400株
6632	JVCケンウッド	243,800	1,113.50	271,471,300	貸付有価証券 900株
6645	オムロン	283,000	3,762.00	1,064,646,000	貸付有価証券 45,400株
6670	M C J	128,000	1,321.00	169,088,000	貸付有価証券 74,100株
6701	日本電気	2,184,200	3,886.00	8,487,801,200	貸付有価証券 72,500株
6702	富士通	2,842,200	3,205.00	9,109,251,000	貸付有価証券 6,400株
6723	ルネサスエレクトロニクス	2,353,100	1,847.00	4,346,175,700	貸付有価証券 16,600株
6724	セイコーエプソン	384,500	1,865.00	717,092,500	貸付有価証券 80,400株
6728	アルバック	67,700	5,364.00	363,142,800	
6752	パナソニック ホールディングス	3,648,900	1,433.50	5,230,698,150	貸付有価証券 2,700,800株
6758	ソニーグループ	4,490,900	3,540.00	15,897,786,000	貸付有価証券 10,600株

6762	T D K	2,667,600	1,652.00	4,406,875,200	貸付有価証券 640,900株
6787	メイコー	30,700	6,860.00	210,602,000	貸付有価証券 900株
6806	ヒロセ電機	44,900	17,435.00	782,831,500	貸付有価証券 200株
6841	横河電機	337,900	3,814.00	1,288,750,600	貸付有価証券 16,600株
6845	アズビル	804,800	1,399.00	1,125,915,200	貸付有価証券 28,600株
6849	日本光電工業	273,700	1,658.00	453,794,600	貸付有価証券 8,200株
6856	堀場製作所	58,000	10,985.00	637,130,000	貸付有価証券 200株
6857	アドバンテスト	963,800	11,795.00	11,368,021,000	貸付有価証券 414,500株（10,000株）
6861	キーエンス	176,300	55,600.00	9,802,280,000	貸付有価証券 100株
6869	シスメックス	791,900	2,469.50	1,955,597,050	貸付有価証券 458,200株（455,600株）
6890	フェローテック	97,000	3,290.00	319,130,000	貸付有価証券 73,400株
6920	レーザーテック	118,600	18,125.00	2,149,625,000	貸付有価証券 200株
6951	日本電子	70,700	4,302.00	304,151,400	貸付有価証券 200株
6954	ファナック	1,460,500	3,764.00	5,497,322,000	貸付有価証券 145,900株
6963	ローム	554,100	1,877.50	1,040,322,750	貸付有価証券 404,000株（298,100株）
6965	浜松ホトニクス	511,000	1,818.00	928,998,000	貸付有価証券 1,500株
6966	三井ハイテック	135,400	702.00	95,050,800	貸付有価証券 96,000株（96,000株）
6971	京セラ	1,900,100	1,613.00	3,064,861,300	貸付有価証券 337,400株
6976	太陽誘電	134,000	2,553.00	342,102,000	貸付有価証券 62,100株（13,300株）
6981	村田製作所	2,693,800	2,133.00	5,745,875,400	貸付有価証券 700株
7276	小糸製作所	316,800	1,812.50	574,200,000	貸付有価証券 17,900株
7735	S C R E E Nホールディングス	127,800	12,060.00	1,541,268,000	貸付有価証券 12,000株
7751	キヤノン	1,525,300	4,002.00	6,104,250,600	貸付有価証券 26,600株
8035	東京エレクトロン	356,300	27,890.00	9,937,207,000	貸付有価証券 142,600株
3116	トヨタ紡織	128,800	2,100.00	270,480,000	貸付有価証券 500株

6201	豊田自動織機	260,800	16,220.00	4,230,176,000	貸付有価証券 200株
6902	デンソー	2,996,100	1,966.00	5,890,332,600	貸付有価証券 12,100株
7105	三菱ロジスネクスト	48,800	1,948.00	95,062,400	貸付有価証券 36,500株
7202	いすゞ自動車	897,600	1,928.00	1,730,572,800	貸付有価証券 37,200株
7203	トヨタ自動車	3,779,900	2,509.50	9,485,659,050	貸付有価証券 83,600株
7211	三菱自動車工業	1,169,100	400.40	468,107,640	貸付有価証券 773,700株（749,100株）
7242	カヤバ	51,900	3,180.00	165,042,000	貸付有価証券 38,100株（33,400株）
7259	アイシン	607,600	1,890.50	1,148,667,800	貸付有価証券 3,300株
7261	マツダ	939,300	864.70	812,212,710	貸付有価証券 14,800株
7267	本田技研工業	7,229,700	1,502.50	10,862,624,250	貸付有価証券 587,400株
7269	スズキ	2,471,400	1,653.50	4,086,459,900	貸付有価証券 114,300株
7270	S U B A R U	922,200	2,563.00	2,363,598,600	貸付有価証券 10,300株
7272	ヤマハ発動機	1,280,800	1,064.50	1,363,411,600	貸付有価証券 3,400株
7282	豊田合成	87,600	3,005.00	263,238,000	貸付有価証券 10,000株
7309	シマノ	130,400	20,095.00	2,620,388,000	貸付有価証券 400株
4543	テルモ	2,031,800	2,437.00	4,951,496,600	貸付有価証券 294,600株
7701	島津製作所	440,200	3,339.00	1,469,827,800	貸付有価証券 17,500株
7716	ナカニシ	128,200	1,940.00	248,708,000	貸付有価証券 200株
7729	東京精密	62,700	9,519.00	596,841,300	貸付有価証券 1,900株
7733	オリンパス	1,693,500	1,677.00	2,839,999,500	貸付有価証券 20,200株
7741	H O Y A	588,600	18,175.00	10,697,805,000	貸付有価証券 2,000株
7744	ノーリツ鋼機	86,800	1,480.00	128,464,000	貸付有価証券 7,500株
7747	朝日インテック	372,800	2,269.50	846,069,600	貸付有価証券 1,000株
7762	シチズン時計	281,300	860.00	241,918,000	貸付有価証券 210,900株（179,700株）
1518	三井松島ホールディングス	20,900	5,100.00	106,590,000	貸付有価証券 15,600株（14,500株）

7826	フルヤ金属	26,100	2,471.00	64,493,100	貸付有価証券 1,900株
7832	バンダイナムコホールディングス	817,700	4,447.00	3,636,311,900	貸付有価証券 90,000株
7846	パイロットコーポレーション	46,800	4,220.00	197,496,000	貸付有価証券 35,000株
7912	大日本印刷	599,800	2,169.50	1,301,266,100	貸付有価証券 355,300株
7936	アシックス	1,091,900	3,636.00	3,970,148,400	貸付有価証券 125,200株
7944	ローランド	21,300	3,015.00	64,219,500	貸付有価証券 10,000株
7951	ヤマハ	517,700	1,020.00	528,054,000	貸付有価証券 233,700株
7974	任天堂	1,453,400	12,695.00	18,450,913,000	貸付有価証券 4,200株
9502	中部電力	1,126,900	1,822.00	2,053,211,800	貸付有価証券 2,000株
9503	関西電力	1,491,800	1,713.50	2,556,199,300	貸付有価証券 16,200株
9508	九州電力	705,000	1,273.00	897,465,000	貸付有価証券 13,000株
9513	電源開発	230,300	2,525.50	581,622,650	貸付有価証券 2,500株
9531	東京瓦斯	551,700	4,892.00	2,698,916,400	貸付有価証券 2,900株
9532	大阪瓦斯	591,500	3,698.00	2,187,367,000	貸付有価証券 22,200株
2384	S B Sホールディングス	27,300	3,010.00	82,173,000	
9006	京浜急行電鉄	378,400	1,534.00	580,465,600	貸付有価証券 278,900株（277,100株）
9007	小田急電鉄	505,700	1,620.50	819,486,850	貸付有価証券 84,300株（60,000株）
9022	東海旅客鉄道	1,177,900	3,274.00	3,856,444,600	貸付有価証券 1,700株
9024	西武ホールディングス	332,900	4,212.00	1,402,174,800	貸付有価証券 6,100株
9041	近鉄グループホールディングス	327,100	2,743.00	897,235,300	貸付有価証券 71,000株（68,500株）
9064	ヤマトホールディングス	371,000	1,898.00	704,158,000	貸付有価証券 24,300株（20,000株）
9065	山九	69,800	8,284.00	578,223,200	貸付有価証券 800株
9069	センコーグループホールディングス	200,900	2,040.00	409,836,000	貸付有価証券 2,300株
9090	A Z - C O M丸和ホールディングス	94,700	1,094.00	103,601,800	貸付有価証券 5,800株
9143	S Gホールディングス	512,600	1,573.50	806,576,100	貸付有価証券 76,800株
9147	N I P P O N E X P R E S Sホールディング	328,300	3,230.00	1,060,409,000	貸付有価証券 600株

9101	日本郵船	595,700	5,140.00	3,061,898,000	貸付有価証券 256,900株（238,500株）
9104	商船三井	580,900	4,724.00	2,744,171,600	貸付有価証券 435,600株（195,800株）
9107	川崎汽船	657,900	2,041.00	1,342,773,900	貸付有価証券 491,800株（479,000株）
9110	N S ユナイテッド海運	19,200	3,865.00	74,208,000	
9119	飯野海運	112,100	1,046.00	117,256,600	貸付有価証券 300株
9302	三井倉庫ホールディングス	94,300	3,790.00	357,397,000	貸付有価証券 600株
2317	システナ	438,300	394.00	172,690,200	貸付有価証券 1,300株
2327	日鉄ソリューションズ	104,600	3,825.00	400,095,000	貸付有価証券 77,700株
3626	T I S	324,200	4,573.00	1,482,566,600	貸付有価証券 1,300株
3635	コーエーテクモホールディングス	230,600	2,069.50	477,226,700	貸付有価証券 172,900株（169,800株）
3659	ネクソン	659,000	2,776.50	1,829,713,500	貸付有価証券 1,600株
3697	S H I F T	275,300	1,559.50	429,330,350	貸付有価証券 122,800株（106,800株）
3765	ガンホー・オンライン・エンターテイメント	63,300	2,819.00	178,442,700	貸付有価証券 200株
3769	G M O ペイメントゲートウェイ	61,300	8,478.00	519,701,400	貸付有価証券 700株
3774	インターネットイニシアティブ	167,600	2,675.00	448,330,000	貸付有価証券 600株
3923	ラクス	145,100	2,272.00	329,667,200	貸付有価証券 108,400株（900株）
4194	ビジョナル	36,600	10,850.00	397,110,000	貸付有価証券 6,400株
4307	野村総合研究所	664,700	5,278.00	3,508,286,600	貸付有価証券 47,700株
4684	オービック	569,500	5,502.00	3,133,389,000	貸付有価証券 2,400株
4686	ジャストシステム	44,100	3,665.00	161,626,500	貸付有価証券 200株
4689	L I N E ヤフー	4,910,300	519.20	2,549,427,760	貸付有価証券 9,100株
4704	トレンドマイクロ	161,100	9,510.00	1,532,061,000	貸付有価証券 400株
4716	日本オラクル	58,700	16,470.00	966,789,000	貸付有価証券 200株
4722	フューチャー	76,300	2,220.00	169,386,000	貸付有価証券 300株

4768	大塚商会	347,700	2,845.00	989,206,500	貸付有価証券 22,600株
4812	電通総研	29,800	6,390.00	190,422,000	
4816	東映アニメーション	120,100	3,390.00	407,139,000	
8056	B I P R O G Y	103,600	5,877.00	608,857,200	貸付有価証券 500株
9418	U - N E X T H O L D I N G S	103,100	2,055.00	211,870,500	貸付有価証券 77,700株
9432	N T T	81,918,100	150.20	12,304,098,620	貸付有価証券 3,553,900株
9433	K D D I	4,310,300	2,426.00	10,456,787,800	貸付有価証券 128,700株
9434	ソフトバンク	49,200,500	217.30	10,691,268,650	貸付有価証券 13,800株
9435	光通信	35,400	41,530.00	1,470,162,000	貸付有価証券 3,800株
9449	G M O インターネットグループ	99,100	3,620.00	358,742,000	貸付有価証券 400株
9602	東宝	181,100	9,191.00	1,664,490,100	貸付有価証券 135,400株（135,200株）
9613	N T T データグループ	801,900	3,962.00	3,177,127,800	
9684	スクウェア・エニックス・ホールディングス	154,100	9,960.00	1,534,836,000	貸付有価証券 900株
9697	カプコン	609,500	4,291.00	2,615,364,500	貸付有価証券 452,400株（442,000株）
9719	S C S K	250,500	4,291.00	1,074,895,500	貸付有価証券 600株
9759	N S D	118,000	3,473.00	409,814,000	貸付有価証券 3,800株
9766	コナミグループ	114,900	20,115.00	2,311,213,500	貸付有価証券 48,200株
2760	東京エレクトロン デバイス	32,300	2,547.00	82,268,100	貸付有価証券 3,900株
2768	双日	360,200	3,605.00	1,298,521,000	貸付有価証券 16,300株
3038	神戸物産	250,300	4,304.00	1,077,291,200	貸付有価証券 7,100株
3107	ダイワボウホールディングス	143,300	2,678.50	383,829,050	貸付有価証券 4,700株
3132	マクニカホールディングス	245,700	1,928.50	473,832,450	貸付有価証券 178,300株（166,900株）
3360	シップヘルスケアホールディングス	127,900	2,039.00	260,788,100	貸付有価証券 500株
7459	メディパルホールディングス	351,000	2,405.00	844,155,000	貸付有価証券 1,000株
7599	I D O M	110,000	998.00	109,780,000	貸付有価証券 82,500株
8001	伊藤忠商事	1,583,300	7,564.00	11,976,081,200	貸付有価証券 1,300株

8002	丸紅	2,658,900	2,926.50	7,781,270,850	貸付有価証券 7,000株
8015	豊田通商	971,800	3,226.00	3,135,026,800	貸付有価証券 47,600株
8020	兼松	135,300	2,818.50	381,343,050	貸付有価証券 600株
8031	三井物産	3,268,700	2,985.00	9,757,069,500	貸付有価証券 4,200株
8053	住友商事	1,939,000	3,681.00	7,137,459,000	貸付有価証券 3,700株
8058	三菱商事	3,802,200	2,860.00	10,874,292,000	貸付有価証券 2,900株
8060	キャノンマーケティングジャパン	63,500	5,114.00	324,739,000	貸付有価証券 1,900株
8078	阪和興業	53,300	5,950.00	317,135,000	貸付有価証券 200株
8088	岩谷産業	321,500	1,535.50	493,663,250	貸付有価証券 9,400株
8098	稲畑産業	87,600	3,305.00	289,518,000	貸付有価証券 6,500株
8133	伊藤忠エネクス	80,200	1,850.00	148,370,000	貸付有価証券 500株
8136	サンリオ	262,900	6,167.00	1,621,304,300	貸付有価証券 180,600株
8154	加賀電子	65,600	2,831.00	185,713,600	貸付有価証券 200株
9962	ミスミグループ本社	489,000	2,027.00	991,203,000	貸付有価証券 12,700株
2670	エービーシー・マート	141,600	2,885.00	408,516,000	貸付有価証券 106,000株
2678	アスクル	75,900	1,460.00	110,814,000	貸付有価証券 17,000株
2685	アダストリア	44,600	2,897.00	129,206,200	貸付有価証券 33,400株
2702	日本マクドナルドホールディングス	197,700	5,810.00	1,148,637,000	貸付有価証券 147,600株（2,600株）
2726	バルグループホールディングス	74,100	4,355.00	322,705,500	貸付有価証券 55,500株
2782	セリア	95,400	2,919.00	278,472,600	貸付有価証券 3,100株
3064	MonotaRO	458,700	2,740.00	1,256,838,000	貸付有価証券 343,300株
3088	マツキヨココカラ＆カンパニー	570,400	3,145.00	1,793,908,000	貸付有価証券 427,800株（424,200株）
3092	ZOZO	714,100	1,507.00	1,076,148,700	貸付有価証券 535,500株
3141	ウエルシアホールディングス	167,900	2,655.00	445,774,500	貸付有価証券 800株
3148	クリエイトＳＤホールディングス	45,800	3,555.00	162,819,000	貸付有価証券 34,300株

3186	ネクステージ	73,900	1,860.00	137,454,000	貸付有価証券 43,000株
3349	コスモス薬品	64,000	9,232.00	590,848,000	貸付有価証券 200株
3382	セブン＆アイ・ホールディングス	3,574,300	2,210.00	7,899,203,000	貸付有価証券 6,600株
3391	ツルハホールディングス	56,700	11,700.00	663,390,000	貸付有価証券 42,500株
3549	クスリのアオキホールディングス	84,100	3,959.00	332,951,900	貸付有価証券 63,000株
3563	FOOD & LIFE COMPANIE	185,800	7,277.00	1,352,066,600	貸付有価証券 6,900株
7419	ノジマ	105,600	3,240.00	342,144,000	貸付有価証券 700株（200株）
7453	良品計画	353,200	6,738.00	2,379,861,600	貸付有価証券 274,400株
7532	パン・パシフィック・インターナショナルホ	653,800	5,039.00	3,294,498,200	貸付有価証券 2,000株
7550	ゼンショーホールディングス	183,800	7,863.00	1,445,219,400	貸付有価証券 36,700株（10,100株）
7564	ワークマン	46,800	6,490.00	303,732,000	貸付有価証券 25,900株（12,800株）
7649	スギホールディングス	173,800	3,675.00	638,715,000	貸付有価証券 5,400株
8174	日本瓦斯	154,800	2,737.00	423,687,600	貸付有価証券 600株
8194	ライフコーポレーション	62,100	2,380.00	147,798,000	貸付有価証券 43,300株（43,000株）
8227	しまむら	76,000	10,770.00	818,520,000	貸付有価証券 2,000株（1,500株）
8252	丸井グループ	189,000	3,008.00	568,512,000	貸付有価証券 141,700株（60,400株）
8279	ヤオコー	38,300	9,777.00	374,459,100	貸付有価証券 600株
9843	ニトリホールディングス	117,800	13,145.00	1,548,481,000	貸付有価証券 25,600株
9983	ファーストリテイリング	218,300	44,510.00	9,716,533,000	貸付有価証券 163,700株
9989	サンドラッグ	109,200	4,598.00	502,101,600	貸付有価証券 6,100株
7167	めぶきフィナンシャルグループ	1,467,400	776.70	1,139,729,580	貸付有価証券 816,300株（810,300株）
7186	コンコルディア・フィナンシャルグループ	1,570,800	941.00	1,478,122,800	貸付有価証券 2,800株
8306	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	7,575,900	1,970.00	14,924,523,000	貸付有価証券 66,600株
8308	りそなホールディングス	3,693,800	1,285.00	4,746,533,000	貸付有価証券 33,800株
8309	三井住友トラストグループ	1,060,400	3,815.00	4,045,426,000	貸付有価証券 11,200株

8316	三井住友フィナンシャルグループ	3,418,700	3,597.00	12,297,063,900	
8331	千葉銀行	921,200	1,350.50	1,244,080,600	貸付有価証券 19,100株
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	262,300	4,018.00	1,053,921,400	貸付有価証券 8,400株
8410	セブン銀行	1,078,900	265.30	286,232,170	貸付有価証券 73,500株
8411	みずほフィナンシャルグループ	3,666,000	4,064.00	14,898,624,000	貸付有価証券 15,100株
7148	F P G	95,800	2,329.00	223,118,200	貸付有価証券 1,600株
8473	S B Iホールディングス	485,200	5,639.00	2,736,042,800	
8601	大和証券グループ本社	2,153,700	1,014.00	2,183,851,800	貸付有価証券 1,614,900株 (1,577,600株)
8604	野村ホールディングス	5,065,000	925.90	4,689,683,500	貸付有価証券 13,200株
8698	マネックスグループ	290,100	765.00	221,926,500	貸付有価証券 63,900株 (63,900株)
8630	S O M P Oホールディングス	1,388,900	4,266.00	5,925,047,400	貸付有価証券 1,200株
8725	M S & A Dインシュアランスグループ ホール	2,207,200	3,092.00	6,824,662,400	貸付有価証券 92,400株
8750	第一生命ホールディングス	5,501,300	1,109.00	6,100,941,700	貸付有価証券 2,500株
8766	東京海上ホールディングス	2,024,800	5,841.00	11,826,856,800	貸付有価証券 100株
7164	全国保証	157,500	3,159.00	497,542,500	貸付有価証券 64,600株 (63,700株)
8253	クレディセゾン	190,900	3,913.00	746,991,700	貸付有価証券 46,800株
8424	芙蓉総合リース	83,100	3,953.00	328,494,300	貸付有価証券 15,700株
8425	みずほリース	226,300	1,107.00	250,514,100	貸付有価証券 5,400株
8439	東京センチュリー	225,100	1,775.00	399,552,500	貸付有価証券 600株
8570	イオンフィナンシャルサービス	172,900	1,291.50	223,300,350	貸付有価証券 129,600株 (1,200株)
8572	アコム	716,600	426.40	305,558,240	貸付有価証券 79,000株
8584	ジャックス	36,100	4,105.00	148,190,500	貸付有価証券 500株
8591	オリックス	1,728,900	3,287.00	5,682,894,300	貸付有価証券 2,400株
8593	三菱H C キャピタル	1,509,800	1,075.50	1,623,789,900	貸付有価証券 13,800株
8697	日本取引所グループ	1,791,900	1,451.50	2,600,942,850	貸付有価証券 64,500株
1878	大東建託	102,500	15,340.00	1,572,350,000	貸付有価証券 3,000株

3003	ヒューリック	702,500	1,445.00	1,015,112,500	貸付有価証券 1,600株
3231	野村不動産ホールディングス	944,400	854.00	806,517,600	貸付有価証券 76,000株
3288	オープンハウスグループ	96,600	6,572.00	634,855,200	貸付有価証券 500株
3289	東急不動産ホールディングス	905,500	1,033.00	935,381,500	貸付有価証券 69,900株
3291	飯田グループホールディングス	288,600	2,049.00	591,341,400	貸付有価証券 216,400株（215,100株）
3465	ケイアイスター不動産	16,300	4,725.00	77,017,500	貸付有価証券 12,200株（4,700株）
8801	三井不動産	4,136,200	1,343.00	5,554,916,600	貸付有価証券 6,800株
8802	三菱地所	1,716,500	2,666.50	4,577,047,250	
8804	東京建物	263,100	2,503.00	658,539,300	貸付有価証券 197,300株（196,700株）
8830	住友不動産	490,000	5,487.00	2,688,630,000	貸付有価証券 25,700株
8850	スターツコーポレーション	49,400	4,590.00	226,746,000	貸付有価証券 1,700株
8919	カチタス	80,900	2,413.00	195,211,700	貸付有価証券 600株
2124	ジェイエイシーリクルートメント	113,600	1,042.00	118,371,200	貸付有価証券 400株
2127	日本M & A センターホールディングス	462,400	698.00	322,755,200	貸付有価証券 270,800株（266,800株）
2146	ＵＴグループ	41,000	2,427.00	99,507,000	貸付有価証券 100株
2168	パソナグループ	36,800	2,213.00	81,438,400	貸付有価証券 500株
2175	エス・エム・エス	120,200	1,414.00	169,962,800	貸付有価証券 4,900株
2181	パーソルホールディングス	2,866,200	285.70	818,873,340	貸付有価証券 40,100株
2331	A L S O K	525,100	1,043.50	547,941,850	貸付有価証券 11,800株
2371	カカクコム	226,700	2,623.00	594,634,100	貸付有価証券 8,300株
2379	ディップ	55,000	2,372.00	130,460,000	貸付有価証券 41,200株
2413	エムスリー	621,300	1,825.00	1,133,872,500	貸付有価証券 344,100株（280,000株）
2433	博報堂ＤＹホールディングス	356,400	1,149.50	409,681,800	貸付有価証券 43,900株（31,200株）
4661	オリエンタルランド	1,853,100	3,007.00	5,572,271,700	貸付有価証券 862,800株（768,900株）

4680	ラウンドワン	296,900	1,509.00	448,022,100	貸付有価証券 900株
4694	ビー・エム・エル	38,700	3,385.00	130,999,500	貸付有価証券 3,300株
4732	ユー・エス・エス	646,600	1,664.50	1,076,265,700	貸付有価証券 4,800株
4751	サイバーエージェント	637,200	1,502.50	957,393,000	貸付有価証券 82,200株
6028	テクノプロ・ホールディングス	191,200	4,375.00	836,500,000	貸付有価証券 600株
6055	ジャパンマテリアル	96,200	1,399.00	134,583,800	貸付有価証券 3,900株
6098	リクルートホールディングス	1,483,700	7,944.00	11,786,512,800	貸付有価証券 600株
6183	ベルシステム 2 4 ホールディングス	34,100	1,265.00	43,136,500	貸付有価証券 16,300株
6532	ペイカレント	231,000	8,145.00	1,881,495,000	貸付有価証券 173,100株
6544	ジャパンエレベーターサービスホール ディン	122,200	4,135.00	505,297,000	貸付有価証券 90,300株（89,800株）
7071	アンビスホールディングス	67,300	488.00	32,842,400	貸付有価証券 2,300株
9715	トランス・コスモス	40,100	3,540.00	141,954,000	貸付有価証券 28,000株
9735	セコム	640,300	5,249.00	3,360,934,700	貸付有価証券 52,900株
9744	メイテックグループホールディングス	116,000	3,145.00	364,820,000	貸付有価証券 900株
合 計		412,740,800		841,730,195,240	

(注1)貸付株式の（ ）内は、委託者の利害関係人である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社又はモルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【MAXIS J P X日経インデックス４００上場投信】

【純資産額計算書】

2025年 7月31日現在

(単位：円)

資産総額	1,004,219,771,096
負債総額	121,969,852,212
純資産総額（ - ）	882,249,918,884
発行済口数	32,421,220口
1口当たり純資産価額（ / ）	27,212

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2025年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2025年 7月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 （ 本 ）	純資産総額 （ 百万円 ）
追加型株式投資信託	817	45,719,318
追加型公社債投資信託	16	1,581,576
単位型株式投資信託	80	348,648
単位型公社債投資信託	40	98,312
合 計	953	47,747,854

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、従来、千円未満の端数を切り捨てて表示しておりましたが、当事業年度より百万円未満の端数を切り捨てて表示することに変更しました。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)		第40期 (2025年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	58,206		37,354
有価証券		15		700
前払費用		679		770
未収入金		138		25
未収委託者報酬		21,064		24,418
未収収益	2	1,485	2	1,005
金銭の信託		10,500		1,650
その他		371		398
流動資産合計		92,461		66,325
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	2,936	1	2,762
器具備品	1	1,531	1	1,045
土地		628		628
建設仮勘定		45		747
有形固定資産合計		5,141		5,184
無形固定資産				
電話加入権		15		-
ソフトウェア		5,008		4,452
ソフトウェア仮勘定		1,587		1,003
無形固定資産合計		6,612		5,456
投資その他の資産				
投資有価証券		13,788		10,302
関係会社株式		159		159
投資不動産	1	1,788	1	1,712
長期差入保証金		689		690
前払年金費用		47		-
繰延税金資産		1,088		1,640
その他		45		45
貸倒引当金		23		23
投資その他の資産合計		17,583		14,526
固定資産合計		29,337		25,166
資産合計		121,799		91,491

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)		第40期 (2025年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		807		474
未払金				
未払収益分配金		105		114
未払償還金		43		151
未払手数料	2	7,523		8,878

その他未払金	2	885	2	819
未払費用	2	8,611	2	10,352
未払消費税等		623		1,211
未払法人税等		2,235		3,187
賞与引当金		1,182		1,308
役員賞与引当金		175		259
その他		12		1
流動負債合計		22,204		26,761
固定負債				
退職給付引当金		1,608		1,654
役員退職慰労引当金		30		25
時効後支払損引当金		250		244
資産除去債務		1,428		1,444
その他		29		29
固定負債合計		3,346		3,398
負債合計		25,551		30,159
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000		2,000
資本剰余金				
資本準備金		3,572		3,572
その他資本剰余金		41,160		41,160
資本剰余金合計		44,732		44,732
利益剰余金				
利益準備金		342		342
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998		-
繰越利益剰余金		40,236		12,846
利益剰余金合計		47,577		13,189
株主資本合計		94,310		59,921

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,937	1,410
評価・換算差額等合計	1,937	1,410
純資産合計	96,247	61,332
負債純資産合計	121,799	91,491

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
--	---	---

営業収益			
委託者報酬		98,635	114,618
投資顧問料		3,117	3,645
その他営業収益		148	2
営業収益合計		101,901	118,266
営業費用			
支払手数料	4	34,494	39,884
広告宣伝費		593	692
公告費		1	0
調査費			
調査費		3,537	4,604
委託調査費		27,296	32,816
事務委託費		1,861	2,486
営業雑経費			
通信費		137	156
印刷費		390	389
協会費		68	88
諸会費		20	23
事務機器関連費		2,531	2,925
その他営業雑経費		139	-
営業費用合計		71,070	84,071
一般管理費			
給料			
役員報酬		400	469
給料・手当		7,202	7,985
賞与引当金繰入		1,182	1,308
役員賞与引当金繰入		175	259
福利厚生費		1,424	1,538
交際費		10	12
旅費交通費		108	132
租税公課		397	478
不動産賃借料		728	644
退職給付費用		381	377
固定資産減価償却費		2,469	2,383
諸経費		490	1,174
一般管理費合計		14,971	16,765
営業利益		15,859	17,429

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	54	107
受取利息	4	12
投資有価証券償還益	204	29
収益分配金等時効完成分	17	4
受取賃貸料	4	214
その他	44	22

営業外収益合計		496		390
営業外費用				
投資有価証券償還損		234		7
時効後支払損引当金繰入		-		15
事務過誤費		10		7
賃貸関連費用		108		188
その他		25		9
営業外費用合計		380		227
経常利益		15,975		17,592
特別利益				
投資有価証券売却益		464		739
固定資産売却益	1	16		-
資産除去債務履行差額		87		-
特別利益合計		568		739
特別損失				
投資有価証券売却損		57		138
投資有価証券評価損		31		-
固定資産除却損	3	20	3	18
固定資産売却損	2	65	2	6
減損損失		-	5	1,306
企業結合関連費用	6	1,187		-
事業譲渡関連損失		-	7	491
特別損失合計		1,361		1,961
税引前当期純利益		15,182		16,371
法人税、住民税及び事業税	4	4,542	4	5,356
法人税等調整額		102		344
法人税等合計		4,644		5,011
当期純利益		10,537		11,359

（３）【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	有価証券報告書（内国投資）				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342	6,998	33,267	40,608	87,341
当期変動額					
企業結合による増加			1,602	1,602	1,602
剰余金の配当			5,171	5,171	5,171
当期純利益			10,537	10,537	10,537
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6,969	6,969	6,969
当期末残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672	672	88,013
当期変動額			
企業結合による増加			1,602
剰余金の配当			5,171
当期純利益			10,537
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,265	1,265	1,265
当期変動額合計	1,265	1,265	8,234
当期末残高	1,937	1,937	96,247

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金		
	その他利益剰余金		

	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当期変動額					
剰余金の配当			45,747	45,747	45,747
当期純利益			11,359	11,359	11,359
別途積立金の取崩		6,998	6,998	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	6,998	27,390	34,388	34,388
当期末残高	342	—	12,846	13,189	59,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	527	527	527
当期変動額合計	527	527	34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品	3年～20年
投資不動産	3年～50年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国

際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
建物	498百万円	682百万円
器具備品	1,643百万円	2,168百万円
投資不動産	211百万円	288百万円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
預金	39,776百万円	-
未収収益	12百万円	16百万円
未払手数料	886百万円	-
その他未払金	105百万円	43百万円
未払費用	599百万円	29百万円

(損益計算書関係)

1.固定資産売却益の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具備品	16百万円	-
計	16百万円	-

2.固定資産売却損の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具備品	65百万円	6百万円
計	65百万円	6百万円

3.固定資産除却損の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	15百万円	-
器具備品	3百万円	2百万円
ソフトウェア	0百万円	-

電話加入権	-	15百万円
計	20百万円	18百万円

4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
支払手数料	5,006百万円	-
受取利息	12百万円	-
受取賃貸料	152百万円	-
法人税、住民税及び事業税	132百万円	42百万円

5. 減損損失

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグループिंगとしております。

現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

6. 企業結合関連費用

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

7. 事業譲渡関連損失

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	5,171百万円
1株当たり配当額	24,440円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	45,747百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	216,218円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	45,747百万円
1株当たり配当額	216,218円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	6,770百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	31,998円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月27日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
1年内	681百万円	681百万円
1年超	851百万円	170百万円
合計	1,532百万円	851百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券	15	15	-
(2) 金銭の信託	10,500	10,500	-
(3) 投資有価証券	13,788	13,788	-
資産計	24,303	24,303	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206	-	-	-
金銭の信託	10,500	-	-	-
未収委託者報酬	21,064	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15	5,351	347	11
合計	89,786	5,351	347	11

第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	37,354	37,352	1
(2) 有価証券	700	700	-
(3) 金銭の信託	1,650	1,650	-
(4) 投資有価証券	10,099	10,099	-
資産計	49,805	49,803	1

(注1) 「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額202百万円）は上記に含めておりません。

(注3) 現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額1,000百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

（注４） 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注５） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	37,354	-	-	-
金銭の信託	1,650	-	-	-
未収委託者報酬	24,418	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	15	-	15
金銭の信託	-	10,500	-	10,500
投資有価証券	2,014	11,773	-	13,788
資産計	2,014	22,288	-	24,303

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	700	-	700
金銭の信託	-	1,650	-	1,650

投資有価証券	2,601	7,498	-	10,099
資産計	2,601	9,849	-	12,450

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	-	998	-	998
資産計	-	998	-	998

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金（定期預金）は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）は、上記に含めておりません。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

第39期（2024年3月31日現在）及び第40期（2025年3月31日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,364	14,269	3,094
	小計	17,364	14,269	3,094
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,939	7,241	301
	小計	6,939	7,241	301
合計		24,303	21,511	2,792

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は10,500百万円、取得原価は10,500百万円）を含めております。

第40期(2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
--	----	-------------------	---------------	---------

貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	2,795	3,086	290
	小計	2,795	3,086	290
合計		12,652	10,594	2,058

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は1,650百万円、取得原価は1,650百万円）及び投資事業有限責任組合等への出資（貸借対照表計上額は202百万円、取得原価は202百万円）を含めております。

3.売却したその他有価証券

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	3,750	464	57
合計	3,750	464	57

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について31百万円（その他有価証券のその他31百万円）減損処理を行っております。

当事業年度においては、減損処理を行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,582 百万円	3,652 百万円
勤務費用	182	180
利息費用	39	47
数理計算上の差異の 発生額	79	207
退職給付の支払額	300	236
過去勤務費用の発生額	-	-
企業結合による影響額	226	-

退職給付債務の期末残高	3,652	3,437
-------------	-------	-------

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	2,425 百万円	2,492 百万円
期待運用収益	43	44
数理計算上の差異の 発生額	227	62
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	204	116
退職給付制度終了に伴う 調整額	-	8
年金資産の期末残高	2,492	2,350

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,250 百万円	2,018 百万円
年金資産	2,492	2,350
	242	332
非積立型制度の退職給付債務	1,401	1,418
未積立退職給付債務	1,159	1,086
未認識数理計算上の差異	558	660
未認識過去勤務費用	157	92
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,560	1,654
退職給付引当金	1,608	1,654
前払年金費用	47	-
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,560	1,654

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	182 百万円	180 百万円
利息費用	39	47
期待運用収益	43	44
数理計算上の差異の 費用処理額	29	43
過去勤務費用の費用処理額	65	65
退職給付制度の統合に係る 調整額	34	-
その他	2	0
確定給付制度に係る 退職給付費用	251	204

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
債券	62.0 %	64.7 %
株式	35.9	33.2
その他	2.1	2.1
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
割引率	1.39～1.41%	2.07～2.11%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度164百万円、当事業年度172百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	389百万円	392百万円
投資有価証券評価損	30	28
未払事業税	126	173
賞与引当金	362	400
役員賞与引当金	33	48
役員退職慰労引当金	9	8
退職給付引当金	492	521
減価償却超過額	199	291
資産除去債務	16	52
時効後支払損引当金	76	77
その他	227	296
繰延税金資産 小計	1,963	2,290
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	1,963	2,290
繰延税金負債		
前払年金費用	14	-
その他有価証券評価差額金	855	648
その他	5	1
繰延税金負債 合計	875	649
繰延税金資産の純額	1,088	1,640

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第39期（2024年3月31日現在）及び第40期（2025年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、2025年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.62%、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%から31.52%に変更しております。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が23百万円増加、その他有価証券評価差額金が17百万円、法人税等調整額が41百万円減少しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
期首残高	-	1,428百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	1,420百万円	-
時の経過による調整額	7百万円	15百万円
期末残高	1,428百万円	1,444百万円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第39期（自2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通 算制度に伴 う通算税効 果額 (注1)	132 百万円	その他未払 金	105 百万円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,006 百万円	未払手数料	886 百万円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	463 百万円	未払費用	260 百万円

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通 算制度に伴 う通算税効 果額 (注1)	42 百万円	その他未払 金	43 百万円
						経営管理	経営管理手 数料 (注4)	508 百万円		
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。

２．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案

して決定しております。

３．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

４．経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。

５．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,354 百万円	未払手数料	1,028 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	7,493 百万円	未払手数料	1,449 百万円

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,310 百万円	未払手数料	952 百万円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注2)	451 百万円	未払費用	237 百万円
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,747 百万円	未払手数料	1,115 百万円
						取引銀行	コーラブル預金の預入 (注3)	1,000 百万円	現金及び預金	1,000 百万円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	8,404 百万円	未払手数料	1,572 百万円
-------------	--------------------------------	-----------------	---------------	-----	----	---	---------------------------------------	--------------	-------	--------------

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	454,898.22円	289,876.37円
1株当たり当期純利益金額	49,804.10円	53,688.15円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額（百万円）	10,537	11,359
普通株主に帰属しない金額 （百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 （百万円）	10,537	11,359
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親

法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2025年３月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額 (2025年３月末現在)	事業の内容
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
みずほ証券株式会社	125,167 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＪＰモルガン証券株式会社	73,272 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	35,765 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
シティグループ証券株式会社	96,307 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大和証券株式会社	100,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	135,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
バークレイズ証券株式会社	38,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＢＮＰパリバ証券株式会社	102,025 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	4,930 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＢｏｆＡ証券株式会社	83,140 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

モルガン・スタンレーM UFG証券株式会社	62,149 百万円	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。
--------------------------	------------	-----------------------------------

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：募集の取扱い、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、信託終了時の取扱い等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。（2025年7月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2025年 4月15日	有価証券届出書
2025年 4月15日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2025年 6月 6日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社
員 業務執
行社員

公認会計士

鶴

見

将

史

指定有限責任社
員 業務執
行社員

公認会計士

田

嶋

大

士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月24日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMAXIS J P X日経インデックス400上場投信の2025年1月17日から2025年7月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MAXIS J P X日経インデックス400上場投信の2025年7月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。